

## ◎木戸内務大臣の訓示

五月三日地方長官會議に於て

木戸内務大臣が訓示せられる要旨竝に指示事項左の如し

### 訓示の要旨

「茲ニ各位ヲ會同シテ親シク所信ヲ述ブル機會ヲ得マシタ  
コトハ私ノ最モ欣幸トスル所デアリマス。

支那事變勃發以來既ニ二年ニ垂ント致シマスガ、戦局ノ  
進展ト相駢シテ廣大ナル占據地域ニ於キマシテハ着々トシ  
テ建設工作ガ其ノ緒ニ就キツツアリマスコトハ洵ニ御同慶  
ニ堪ヘナイ次第デアリマス。御稜威ノ下、外ニ君國ノ爲、  
身命ヲ捨テテ顧ミザル忠勇ノ將士アリ、内ニ銃後國民ノ赤  
誠奉公アリ、時艱ニ際會スル毎ニ常ニ舉國一致事ニ當ル我  
ガ國體ノ有難サヲ如實ニ痛感致スノデアリマスガ、此ノ間

内政ノ第一線ニ立ツテ民心ノ指導ト事變下各般ノ政策ノ遂  
行トニ日夜精勵セラルル各位ノ御勞苦ニ對シマシテハ、此  
ノ機會ニ於テ深ク感謝ノ意ヲ表スルモノデアリマス。

併シナガラ我國内外ノ情勢ニ鑑ミマスルニ、事變ノ前途  
ハ尙容易ニ樂觀ヲ許サザルモノガアルコトハ各位ノ御承知  
ノ通りデアリマスガ斯ル時局ニ直面シテ、帝國ガ中外ニ表  
明セル國是ヲ遂行シ、事變ノ根本的解決ヲ圖ルガ爲ニハ全  
國民ガ此ノ重大時局ノ歴史的意義ヲ認識シ、更ニ覺悟ヲ新  
ニシテ、各々其ノ職分ニ應ジテ全力ヲ傾注シ、相共ニ協心  
戮力シテ其ノ總力ヲ集中スルコトガ最モ緊要デアルト信ズ  
ルノデアリマス。而シテ今日國ヲ舉ゲテ事變ノ處理ニ勇往  
セムトスル氣運ノ澎湃トシテ漲リツツアリマスコトハ建ニ  
喜ブベキ事デアリマスガ、此際更ニ一段ト人心ノ緊張ヲ圖  
ツテ弛緩荒怠ヲ戒シメ、徒ラニ眼前ノ利益ニ捉ハレテ國力  
ノ充實ヲ等閑ニ附スルガ如キ風潮ノ起ルコト無キヲ期シ、  
或ハ國民ノ利害ノ背反ヲ殊更ニ指摘シテ其ノ結束ヲ紊サン  
トスルガ如キ策動ニ乗ゼラルルガ如キコト無キ等嚴ニ戒勸

ヲ怠ラザルヤウ特ニ留意スル所ガナケレバナリマセヌ。之ガ爲ニハ、全國民ヲシテ各其ノ日常生活ニ即シツツ彌々國體觀念ヲ明徴ニシ益々敬神崇祖ノ國風ヲ振作シテ堅實ナル國民精神ヲ培養シ萬民輔翼ノ本義ヲ實踐體得セシメ、時艱ニ處シテ益々軒昂タル意氣ヲ長養スルヤウ國民ヲ指導スルコトガ最モ必要デアルト信ズルノデアリマス。

畏クモ 過般帝國議會開院式ニ賜ハリマシタ勅語ノ中ニ「東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東亞永遠ノ安定ヲ確保センガ爲ニハ實ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ」ト仰セラレマシタコトヲ恐察シ奉リ 聖旨ノ洵ニ深遠無邊ナルコトニ恐懼感激致シテ居ル次第デアリマス。各位ハ深ク 聖旨ヲ奉體シ、牢固タル決意ヲ以テ曠古ノ聖業翼贊ニ萬全ヲ期シ、以テ 聖慮ニ對ヘ奉ランコトヲ期セラレ度イノデアリマス。此ノ事タル實ニ各位ガ今日地方長官トシテ渾身ノ努力ヲ注グベキ重大ナル職責デアルト信ズルノデアリマス。

事變有終ノ成果ヲ達成スルガ爲、國民生活ノ全分野ニ亘

リ、直接間接ニ國家ノ強力ナル指導統制ヲ加ヘ、總動員態勢ノ完成ヲ期スルコトハ、刻下ノ急務デアリマス。之ガ爲ニハ全國民ガ時局ニ對スル深キ認識ニ立チ、堅キ決意ノ下ニ、個我ヲ没却シ、恣意ヲ制抑シ、克ク萬難ニ耐ヘテ時艱ヲ克服スルノ氣魄ヲ新ニシ、進ンデ國策ニ協力スルノ氣風ヲ振作スルヲ必要トスルコト素ヨリ申スマデモナイコトデアリマスガ、他面官吏ノ權限ハ益々廣汎トナリ、其ノ職責ハ愈々重大トナルノデアリマスカラ、苟モ地方官タルモノハ、其ノ地位ノ上下ヲ問ハズ、其ノ職務ノ種類ヲ論ゼズ、齊シク其ノ責任ノ重大ナルコトヲ痛感シ、常ニ國民ノ立場ヲ省ミテ、行政ノ成果ヲ測ルノ餘裕ト、萬斛ノ同情ヲ漑グノ赤誠トヲ併セ持シ、事ニ當リテハ細心周到克ク情理ヲ盡シ、假ニモ輕卒不用意ノ策ヲ樹テ、徒ラニ功ヲ焦ツテ獨善ニ墮シ無用ノ犧牲ヲ國民ニ強フルガ如キ結果ヲ招來スルガ如キハ誓ツテ之ヲ行ハザルノ心禱ヘテ持タナケレバナリマセヌ。今日、動モスレバ、官界ニ身分保障ノ制ノ恩惠ニ怛レテ、偷安姑息ノ風漸ク萌シ、積極進取ノ氣慨漸ク失ハレ、

百ノ善事ヲ樹ツルヨリモ、一ノ過誤ナカラシムコトヲ期スルノ風アルヲ看取セザルヲ得ズトスル聲ヲ耳ニ致シマスルハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ。今ヤ内外極メテ多事多端ナルノ秋、重大ナル職任ヲ擔フ地方官タル者ハ、深ク思フココニ致シ、日夜修養研鑽ヲ怠ラズ、克ク時勢ノ趨ク所ヲ洞察シテ、庶政ノ刷新ニ熱情ヲ把持シ、常ニ大局ニ着眼シテ徒ラニ枝葉末節ノ論議ニ拘泥スルヲ戒メ、言ヘバ必ズ行ヒ、行ヘバ必ズ最善ノ成果ヲ收ムルヲ念トセネバナリマセヌ。惟フニ、行政ノ成果ノ擧ガルト否トハ一ニ懸ツテ、其ノ局ニ當ルモノニ、人ヲ得ルト否トニ在ルト存ジマス。各位ハ、部下吏僚ニ對シ率先垂範ノ實ヲ擧ゲラルルト共ニ、其ノ黨陶誘掖ニ深ク意ヲ用ヒ、眞ニ國體ノ本義ニ徹スル吏道ノ確立ニ最大ノ努力ヲ重ネラレンコトヲ切望致シマス。

近時、行政諸般ノ事務ハ、中央地方ヲ問ハズ漸次繁劇ヲ加ヘ來リ殊ニ事變以來、其ノ傾向ハ頓ニ顯著トナリ、嘗テ經驗セザル複雑多岐ニ亙ル重要ナル銛後ノ事務ガ、陸續トシテ地方廳ニ幅輳スル等之方運用處理ニ當ラルル各位ノ御

苦心ニ就テハ、深ク諒察スル次第デアリマス。之等行政事務相互ノ連絡ヲ密ニシ其ノ施行ノ圓滑ヲ期スル爲ニハ、中央ニ於テモ固ヨリ萬全ノ注意ヲ拂ヒツツアルコトデアリマスガ各位ハ、之ガ實施ニ當リマシテハ、地方長官トシテ克ク民情ノ實際ニ稽ヘ、透徹シタル行政指導ノ方針ノ下ニ、綜合調整ヲ遂ゲラレテ、地方ノ實情ニ適シ、國家ノ爲ニ最善ナリト信ズル方途ヲ講ゼラレ度イノデアリマス。更ニ又中央ノ政策ヲ、公共團體下級官廳等ニ移牒スルニ方リマシテハ、先ヅ、廳内各部課ノ間ニ於ケル統合ニ留意シ、單ニ形式的ニ處理シ機械的ニ傳達スルガ如キ弊ニ陥ラザルヤウ、特ニ深甚ノ省察ヲ加フルノ要ガアルト信ジマス。蓋シ、地方行政ノ運営適切ヲ得、克ク國家ノ重寄ニ任ジ得ルト否トハ、一ニ、地方長官ノ高邁ナル識見ト、強固ナル覺悟ト、不撓ノ努力トニ俟ツベキモノト存ズルノデアリマス。各位ハ廣ク國家内外ノ情勢ヲ達觀シ、具ニ管下ノ實情ニ通曉シ、克ク國策ノ内容ヲ詳ニシテ、綿密ナル工夫ヲ凝ラシ、國家ノ要求ト、地方民衆ノ利害トヲ渾然融和調整シ、緩急ヲ量

リ、機宜ヲ制シテ、之ガ遂行ニ努メ、以テ國策ニ活氣ヲ注入シ、綜合國力ノ發揮ニ萬遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

本省所管ノ各般ノ事務ニ就キマシテハ、後刻夫レ夫レ所管ニ從ヒ御打合ヲ願フコトデアリマスカラ、私ハ、以上、地方行政運用ノ基調タルベキ事項ニ付所見ヲ披瀝スルニ止メタイト存ジマス。各位ハ深く、其ノ重責ニ鑑ミテ、日夜淬勵ノ誠ヲ效シ、國家ノ興隆ト國民ノ繁榮ノ爲、全幅ノ努力ヲ傾到セラレンコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス。

指示事項

- 一、護國神社ニ關スル件
- 一、貴族院多額納稅者議員並ニ府縣會議員選舉ニ關スル件
- 一、町村吏員充實助成ニ關スル件
- 一、臨時地方財政補給金ニ關スル件
- 一、昭和十四年度地方豫算ノ運営ニ關スル件
- 一、國民精神總動員運動ニ關スル件
- 一、時局ト土木事業ノ企畫經營ニ關スル件
- 一、府縣施行ノ砂防事業ニ關スル件

- 一、都市ノ防空の構築ニ關スル件
- 一、國民防空ノ強化充實ニ關スル件

◎土木局長山崎巖氏略歴

明治二十七年九月十六日福



岡縣三瀨郡川口村に生る、大正七年十月大學在學中文官高等試験に合格翌八年七月東京帝國大學法科大學獨法科卒業同月二十二日長崎

縣工場監督官補となり同九年九月十三日同縣屬となり翌月十二日同縣警部兼屬同十年一月二十一日同縣理事官に昇進し地方課長兼社會課長となり同十二年九月五日大阪府理事官に轉じ同縣勤務地方事務官となる、同十五年四月二十一日内務省社會局事務官に轉じ昭和三年二月十八日「キユバ」國「ハヴァナ」に於て開催の移民に關する第二回國際會議に於ける帝國代表委員隨員を命ぜられ、引續き歐米各國へ出張を命ぜらる、同四年七月二日内務事務官同年十月十一

日社會局書記官（社會部保護課長）同六年十二月二十四日  
内務書記官同七年一月十九日資源局事務官同年一月十九日  
内務省書記官（會計課長）同十一年三月十二日社會局長  
（社會部長）を歴任、同十三年一月十一日厚生省社會局長に  
轉じ更らに同年十一月九日静岡縣知事に轉じ同十四年四月  
十七日現職に任ぜられた。

○道路課長福本柳一氏略歴

明治二十九年八月十日岡

山縣上房郡川面村（一

八一四番地）に生る、

大正十年十一月高等試

驗行政科試験に合格同

十一年三月東京帝國大

學法學部英法科卒業、

同年五月九日司法官試補を命ぜられたが翌十二年十月二十

七日依願司法官補を免ぜられた。同年十一月五日帝都復興

院屬となり同十四年十月一日神奈川縣橋樹郡長、同十五年

七月一日神奈川縣勤務地方事務官（工場課長、學務部社會

課長工場監督官社會教育課長、地方課長、水産課長、庶務

課長歴任）昭和十年一月十九日福井縣書記官警察部長同十

二年一月九日新潟縣書記官警察部長を歴任同十二年十一月

一日社會局書記官（臨時軍事扶助課長）となり同十四年四

月二十一日現職に轉ぜられた。

○加藤伴平氏轉勤

本會幹事内務技師加藤伴平氏は五

月六日下關土木出張所勤務を命ぜられ關門國道建設事務所

長となられた。

○木戸内務大臣の視察

關門國道トンネル起工式に臨

席のため臺閣に列して以來はじめてお國入りをせられた木

戸内相は十二日午前九時二十五分下關驛着、山陽ホテルで

小憩のち赤間宮、同十時半國道トンネル起工式臨席後坑

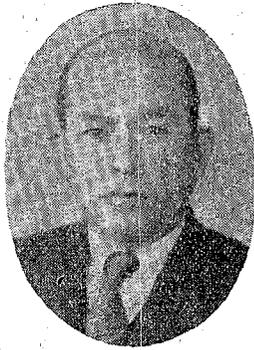
内その他を視察、さらに八幡製鐵所、洞海湾などを視察し

て同夜山陽ホテルに投宿▲十三日午前九時半同ホテル出發

下關漁港、鐵道トンネル下關、門司兩港視察のち午後宇

部市にいたり宇部港視察後午後六時山口市着、山水園投宿

▲十四日午前八時半山口市發秋芳洞視察後萩市に向ひ萩城



址を〇他を視察後山口市に歸り山水園投宿▲十五日午前九

内務省土木試験所講堂

時から市内野田豐榮神社に參拜、縣廳に至つて廳員に訓示  
し午後は國道二號線錦川利水工事視察を終へて徳山港など  
を視察、午後十時一分三田尻驛發歸京せられた。

一、最近實施せる物理地下探査法に  
よる岩盤位置調査(四十分)

島田技師

(與瀨堰堤附近臺地及び相模川道志川會流點地域)

◎内務省土木試験所談話會

二、シヤム國の土木工事に就て(一時間半)

昭和十四年五月中に開催したる土木試験所談話會に於け

稻垣技師

る話題は次の通り

(實物幻燈及び八輝映畫による説明あり)

第一八九回技術談話會話題

(昭一四一七)

◎近刊圖書雜誌

時日 昭和十四年五月一日(第三月曜)午後二時—四時

◎三田學會雜誌(第三三卷四號)

場所 本郷區駒込上富士前町二六 内務省土木試験所講堂

◎清和(第六卷四號)

○塚原堰堤の工事に關する映畫

◎土木工業(土木工業協會々報)(第一卷四號)

(起工より築造工事を經て竣工まで)

(一時間半)

◎土木試験所報告(第四五號)

以上

(島田八郎氏)物理地下探査法に依る橋梁架設地點の岩盤の深さに關する試験調査)

第一九〇回技術談話會話題

◎鐵道軌道經營資料(四、五月號)

時日 昭和十四年五月二十五日(木曜日)

◎紀元二千六百年(奉讚展特輯號)(五月號)

午後一時半—四時

場所 本郷區駒込上富士前町二十六

(竹島賢十郎氏)交通統制と自動車事業營業權の研究

- 國際觀光 (第七卷二月)
- 建設 (滿洲土木研究會刊行第四卷三號)
- 土木 (土木協會刊行第五十號)
- 技術評論 (技術日本改題第十六卷四號)
- 駿工 (第十五卷四號)
- 土木學會誌 (第二五卷五號)
- セメント界彙報 (第三七四號)
- 法律時報 (第一一卷五號)
- 土木建築工事畫報 (第十五卷五號)
- 昭和十三年大洪水 (內務省東京土木出張所刊行)
- 自警 (五月號)
- 水利と土木 (第十二卷五號)
- 石油時報 (五月號)
- 都市問題 (第二十八卷五號)
- 汎交通 (鐵道協會刊行五月號)
- 警察協會雜誌 (第四六八號)
- 大阪商工會議所月報 (第三八四號)

○ 電氣通信學會雜誌 (第一九四號)

○ 道路 (日本道路技術協會、創刊號)

(福留並喜氏) 經濟都大阪市の道路について、堀信一氏  
 # 自動車専用道路建設の急務、春藤眞三氏 # 綜合技術の  
 提唱)

駒  
ケ  
岳

坂本佐知

ふりあふぐ空のふかさよ  
 春さり夏ちかむ紺青の幕  
 まむきに そだゆる駒が岳の  
 やまの端空の一はけの雲  
 ゆくとしもなく ゐるとしもなく